

枚方市認可外保育施設指導監督指針

[目 的]

第1条 この指針は、本市が認可外保育施設について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項に基づく調査及び同条第3項から第6項及び第9項の措置を含む指導監督を行い、これらの施設を利用している児童の福祉の向上を図ることを目的とするとともに、法第59条の2に基づく届出について必要な事項について定めるものである。

[対象施設]

第2条 この指針の対象は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定により枚方市長（以下「市長」という。）の認可を受けていないものをいう。また、法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の市長の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含むものであり、かつ、法第59条の2により届出が義務づけられている施設に限られるものでない。

[指導監督基準]

第3条 指導監督について、第6条から第10条までに定めるところに従つて、国の「認可外保育施設指導監督基準（令和6年3月29日こ成保第206号（別添）」（以下「指導監督基準」という。）に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について行う。

[把握と事前指導]

第4条 認可外保育施設について、届出の提出を待つだけでなく、その速やかな把握に努める。

- 2 認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、児童福祉法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求める。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導する。

[届 出]

第5条 届出対象である認可外保育施設の設置者は、施設の設置後1か月以内に届け出なければならない。設置後1か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により期限を付して届出を行うよう求めることができる。

- 2 届出を行なった認可外保育施設の設置者は、届け出た事項に変更を生じた場合は、変更の日から1か月以内にその旨を届け出なければならない。その施設を廃止し、又は、休止した場合も同様とする。
- 3 前2項に定める期限を過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料に処することができる。

また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様とする。

[報告徴収]

第6条 全ての認可外保育施設の設置者又は管理者（以下「設置者又は管理者」という。）に対して、年1回、期限を付して運営状況等に係る文書による報告を求めるものとする。

- 2 次のような場合において、設置者又は管理者に対して、速やかに報告を求めるものとする。
 - (1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合
 - (2) 当該施設に、24時間かつ週のうち概ね5日程度以上入所している長期

滞在児童がいる場合

- 3 前2項に定める場合の他、必要に応じて特別に報告を求めることができる。

[立入調査]

第7条 届出対象施設について、年1回以上立入調査を行うことを原則とする。

また、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）に対する立入調査についても、年1回以上行うことを原則とする。これが困難である場合は、立入調査に代えて、当該施設の長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回行う。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、必要と判断する場合には、当該施設に立入調査を行う。

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、施設の設置者若しくは管理者又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うことができる。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、必要と判断する場合には、立入調査を行う。

また、届出対象外施設については、別途定める。

- 2 死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、随時、特別に立入調査を実施することができる。
- 3 認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収を求めることができる。

[改善指導]

第8条 立入調査の結果、指導監督基準に照らし改善を求めると認められる施設に対し、文書により改善指導を行うことができる。なお、立入調査の際に、必要と認められる場合は、文書で行う改善指導に先立ち、口頭による指導を行うことができる。

[改善勧告]

第9条 施設の設置者に対し、改善指導を繰り返し行ったにもかかわらず改善が行なわれない場合であって、かつ改善の見通しが無いなど、児童の福祉にとって有害であると認められる場合は、法第59条第3項に基づく改善勧告を行うことができる。なお、児童の福祉にとって有害と認められる場合は、改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができる。

2 改善勧告を行なったにもかかわらず改善が行われていない場合は、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表するとともに、当該施設利用者に周知することができる。

[事業停止命令又は施設閉鎖命令]

第10条 以下のいずれかに該当する場合は、弁明の機会を付与し、審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。

ただし、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。

(1) 改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき

(2) 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき

(3) 乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき

2 事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、その処分の内容等について公表するものとする。

[情報提供]

第11条 市民に対して認可外保育施設の基本情報や現況についての情報を提供するとともに、情報提供を求めることができる。

[補則]

第12条 この指針に定めるものの他必要な事項については、別途定める。

附則

- 1 この指針は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 令和2年7月8日 一部改正
- 3 令和6年4月1日 一部改正
- 4 令和6年10月10日 一部改正